

平成21年度 第2回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成22年1月29日(金)					開会	午前 9時30分	閉会	午前10時30分
会議場所	市長公室		出席者数	委員定数14名中 出席者14名					
出席者	委員	1号	会長	平井 允		2号	職務代理	関野 兼太郎	
			委員	林 三喜			委員	藤屋 喜代美	
			委員	谷澤 誠			委員	瀬戸口 幸子	
			委員	星野 光弘			委員	篠田 剛	
		2号	委員	須藤 敦夫		委員	梅田 昌照		
			委員	大澤 英雄		委員	南部 光照		
			委員	横山 久恵		委員	守山 義一		
	臨時委員	なし		参考人	なし				
幹事	関 繁 雄								
庶務担当課職員及び担当説明員等	(庶務担当課職員) 齊田まちづくり推進課長、新井副課長、齊藤主査、関口主任 (担当説明員) まちづくり推進課：神木副課長 山田副課長								
欠席委員									
議長	平井 允			担当書記	関口 宏幸				

会 議 事 項

1 開 会 関 幹事

2 会長あいさつ 平井 会長

3 市長あいさつ 星野 市長

富士見市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長にあたる。

委員の出席状況報告。委員14名中14名が出席により、富士見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。

富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領に基づき、傍聴者を受付、傍聴者は0名であることを報告。

4 会議録署名委員の選出

富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員として「谷澤 誠」委員と「藤屋喜代美」委員を指名。

また、本会議が原則公開であることが会長より述べられ、今回は非公開とする案件「なし」で了承。

5 議 事

(1) 諮問

①富士見都市計画公園の変更について（市決定）

担当課から別添資料に基づき概要について説明。

なお、変更に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、1月4日から18日までの2週間行い、縦覧者「1名」・意見書の提出「0名」と報告。

質疑応答

委員：つるせ台公園の追加により市民1人当たりの公園面積はいくらになるか。

会 議 事 項

担当：現状の1人あたり3.56平方メートルから3.60平方メートルに変更となります。

委員：市の計画目標に掲げる公園面積と現状の達成率はいくらか。

担当：緑の基本計画において1人あたり7.2平方メートルと定めており、達成率は50パーセントとなっています。

委員：市内における公園の位置に偏りがあるが、計画はどのようになっているのか。

担当：市内にバランス良く設置する計画となっていますが、地域の実状により設置できない状況もあります。しかし、公園が少ない地域については、借地などにより積極的に整備したいと考えています。

委員：借地による公園は、相続等が発生した場合どのような扱いとなるか。

担当：緑地保全基金で買い取りなどにより保全したいと考えていますが、公園や広場においては緑地保全基金を使用できません。厳しい財政状況ではありますが、可能な限り保全に努めていきます。

委員：防災倉庫は設置しないのか。

担当：近隣のつるせ台小学校に設置されています。

委員：近隣にむさし野緑地公園があるが、本公園との違いや特色などを説明してほしい。

担当：むさし野緑地公園は、緑地保全を目的に緑地公園として指定しています。つるせ台公園は、市民との協働による公園づくりに取り組み、一時避難場所や広場等のオープンスペースの確保と遊具などを計画しています。

委員：遊具や樹木により死角が生まれ犯罪が発生する恐れが考えられるが、防止策を講じているのか。

担当：市民からのご意見もありましたので、つるせ台公園はもとより既存公園につきましても、防犯に考慮した対応をしています。

以上の審議を経て、本件について挙手により賛否を諮ったところ、挙手全員で原案のとおり「賛成」することに決定。

会 議 事 項

(2) 報告

①旧暫定逆線引き地区の経緯と今後の見込みについて

担当から別添資料により概要について説明。

質疑応答

委員：公述申出書の提出状況は。

担当：現段階では、県に2名、市に1名が提出されています。

委員：説明会の開催実績及び参加者人数について。

担当：説明会は平成19年11月に全地権者を対象として開催しました。水子地区は4回の開催で118名、諏訪地区は、1回の開催で14名が出席されました。

委員：地権者には、進捗状況や仕組み・制度が複雑で理解しにくいと思われるので、通知対応だけでなく説明会等による対応も考えてほしい。

担当：地権者組織と調整しながら進めており、市としては充分な説明していると考えています。しかしながら、都市計画制度そのものが複雑で多岐にわたる内容となっていることから、地権者の皆様には可能な限り情報提供を行い理解いただけるよう努めていきます。

委員：水子地区における用途地域の第一種住居地域と第一種低層住居専用地域の建ぺい率、容積率を教えてください。

担当：第一種住居地域は、建ぺい率60パーセント・容積率200パーセントです。第一種低層住居専用地域は、建ぺい率50パーセント・容積率80パーセントとなっています。

委員：旧暫定逆線引き地区については、制度が複雑で難しい部分が多いことから、次の事前説明にて、①開発指導における道路の指導状況、②意向調査の結果、③公聴会の内容、④説明会における意見対応の経緯などの資料を用意していただきたい。

担当：可能な限り資料を提供します。

会 議 事 項

6 閉 会 関 幹事

Blank area with horizontal dashed lines for notes.